

共済事業だよい

2016.3.23
No.6

【発行】(社福)高知県社会福祉協議会 高知市朝倉戸375-1 ふくし交流プラザ内 TEL (088) 844-4865

民間社会福祉施設職員退職手当共済事業 運営委員会報告

平成27年度第2回運営委員会を開催しました

日 時：平成28年2月2日(火) 15:00～16:55

場 所：高知城ホール

出席委員（15名中全員出席）

吉永 宣生（委員長） 藤田 卓也（副委員長） 伊野部武男 刈谷日出男

谷本 恭子 田村 桂造 小笠原紀江 濱田 明 田村 輝雄 山本 恭裕

川崎 博之 中越 平 井上 達男 植田 淳 小田切泰穂

担当理事 楠目 隆

下記の事項に関する審議等が行われました。

＜審議事項・結果＞

(1) 掛金率の見直しについて

共済事業の財政の健全化と掛金の適正化を図るため、3年に1回行う財政再計算の結果とともに、現行の退職共済掛金率を見直すかどうかが審議されました。

【結果】「財政再計算では、掛金率は現行の3.2%から2%に下げてもよいという結果がでたが、今後の景気見通しは必ずしも楽観的ではないため、現行の3.2%を維持する」こととなりました。

(2) 「年金資産の運用に関する基本方針」中の政策アセットミックスの見直しについて

今年度実施したALM分析（退職給付制度の年金資産および負債の将来予測）の結果とともに、現在の政策アセットミックス（資産構成割合）を見直すかどうかが審議されました。

【結果】

○政策アセットミックス

資産分類	資産構成割合 (時価基準)
国内債券	55
国内株式	20
外貨建債券	13
外貨建株式	9
その他資産	3
合 計	100



資産分類	資産構成割合 (時価基準)
国内債券	61
国内株式	11
外貨建債券	15
外貨建株式	11
その他資産	2
合 計	100

ただし、上下7%以内の乖離幅を認める。

ただし、上下10%以内の乖離幅を認める。

分析時点の積立比率は160%を超えており資金に十分余裕はあるものの、当面は給付額が掛金額を上回って推移する見込みであり、確保しなければならない期待収益率（=予定利率1.5%+運用コスト0.5%）を確保しつつ、現状よりもリスクを低減させることができほしいとの結論を得たので、上記表のとおり変更することについて高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約款第47条第1項第2号に基づき共済契約者に同意を求めることとなり、その結果を次の運営委員会で報告することとなりました。

(3) その他 退職手当共済システムのデータバックアップについて

大規模災害等の有事の際でも加入者の掛金データ等が確実に保全されることを目的に、外部データセンターにも保存するための審議がされました。

【結果】決定については事務局に一任され、次回の運営委員会にて報告することとなりました。

平成27年度一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 全国会議

平成27年11月5日(木)・6日(金)の2日間、熊本県熊本市 KKR ホテル熊本において、標記全国会議が開催され、本県からは楠目隆担当理事、川崎博之運営委員会委員、事務局魚谷の3名が出席しました。その内容要旨について報告いたします。

〈メインテーマ 持続可能な共済制度であるために〉

1日目 平成27年11月5日(木)

主催者である一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 残間会長並びに社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 松葉常務理事からの挨拶の後、次のとおり講演並びに事務局報告がありました。

基調講演Ⅰ 「社会福祉を取り巻く状況と福祉人材確保対策」

講師 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 マンパワー企画係長 岸 英二 氏

(1) 介護人材の現状について

介護職員の就業形態は、非正規職員に大きく依存している。年齢構成は介護職員（施設等）は30～49歳、訪問介護員においては、60歳以上が約3割。男女比は介護職員（施設等）、訪問介護員いずれも女性の比率が高い。また介護職員（常勤）の平均賃金の水準は、産業計と比較して低い傾向にある。

介護職に対するイメージについて、肯定的なイメージもある一方「夜勤などがあり、きつい仕事」「給与水準が低い仕事」「将来に不安がある仕事」など、一面的な見方が流布され、人材の参入の阻害要因となっているという指摘がある（平成22年度内閣府「介護保険制度に関する世論調査」）。

介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割。介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。介護福祉士が過去働いていた職場を辞めた理由については、結婚、子育てや、職場の方針や人間関係などの雇用管理の在り方がきっかけとなっている、等説明がありました。

(2) 2025年にむけた介護人材にかかる需給推計

都道府県推計に基づく介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（全体でみると需要が253万人に対し、供給が215万人）、総合的な確保方策（参入促進、労働環境・待遇の改善、資質の向上）について説明がありました。

(3) 社会福祉法等の一部を改正する法律案について

継続審議となった社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要、その中で社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについての内容（長期加入者に配慮した支給乗率への見直し、共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して、現在の2年以内から3年以内に見直し、障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取り扱いに見直し）について説明がありました。

基調講演Ⅱ 「金融商品取引法の概要及び詐欺的な投資勧誘被害の未然防止について」

講師 財務省九州財務局 理財部 証券監督第三課 上席調査官 長野信二 氏

(1) 金融商品取引法（平成19年9月30日施行）の概要について

旧法である証券取引法では、銀行は銀行法、保険は保険業法など伝統的に縦割り構造となっており、新しいファンド等ができたことに対応しにくくなかった。利用者保護のためには横断的な法律が必要となったことにより、金融商品取引法に改正された。

〈法改正の4つの柱〉

- ① 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制の構築
 - ・横断化（縦割り規制から横断的な規制に）集団投資スキームを包括的に対象
 - ・柔軟化（一律規制から差異のある規制に）
- ② 開示制度の拡充（四半期開示の法定化、財務報告に係る内部統制の強化ほか）
- ③ 取引所の自主規制機能の強化（自主規制組織に独立性を付与）
- ④ 不公正取引等への厳正な対応（罰則の引き上げ等）

規制対象商品・取引の拡大や規制対象業務の「横断化」と参入規制の「柔軟化」等の他、金融商品取引法における規制内容や、集団投資スキーム（他者から金銭（有価証券等の金銭に類するものを含む）の出資・拠出を受け、その財産を用いて事業・投資を行い、その事業から生じる収益等を拠出者に分配する仕組みを原則として包括的に対象としたもの）について説明がありました。

(2) 詐欺的な投資勧誘被害の未然防止について

振り込め詐欺以外の特殊詐欺では金融商品等取引名目の詐欺が多く、また最近の傾向として、東京オリンピックやiPS細胞、クリーンエネルギーや太陽光発電の関連企業の社債についての詐欺が増加、悪質業者の手口は年々、多様化・巧妙化しており、他にも海外無登録業者との取引や、海外通貨購入に関するトラブルも増加しており、被害にあわないよう注意するポイントや相談窓口等について、説明がありました。

事務局報告 「共済制度を取り巻く現状と課題」

一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 常務理事兼事務局長 塚口研一 氏

日本の現状（将来人口、財政、年金の見通し、介護・福祉の人材確保の方向性について）、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要や、改正された場合の想定される手続きとスケジュール、マイナンバー制度の概要等について説明がありました。

また、離職した時の生活資金についてのシミュレーションや退職金制度のメリットについての試算（月次給与のうち、例えば1万円を退職金として積み立てた場合と退職金前払いの場合の総所得の比較をすると、積み立てた場合の方が社会保険料や所得税等が減額となるため、総所得が高くなる等）、また協議会としての今後の課題（会員団体からの情報収集、情報提供、事業の継続性、非加入団体との連携）や、独立行政法人福祉医療機構への対応について等、それぞれ説明がありました。

講演 「退職金・年金制度の現状と今後の方針性」

講師 みずほ信託銀行年金コンサルティング部 調査役・年金数理人 三浦進太郎 氏

日本の将来推計人口をみると、65歳以上の人口比率が2010年では23%であるのに対し、2060年には40パーセントとなることが予測されている。公的年金においても厚生年金保険料の引き上げについては、現在2004年から毎年0.354%ずつ引き上げられているが、2017年以降は18.30%で固定される予定。高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上妻60歳以上夫婦のみ）の収支統計を見た場合、老後の収入は公的年金からの給付が中心で、平均的な収支統計では支出が収入を上回り、差額は預貯金等に依存することになる。

少子高齢化や公的年金支給開始年齢の引き上げ等による公的年金の縮小に伴い、公的年金を補完し、自助努力を促進する制度の重要性が増しており、企業外部に年金資産として必要資金を事前に積み立てる（倒産時の資産保全の確保）企業年金制度は、公的年金を補完する制度の中心となると考えられる。

- ① 確定給付企業年金（D B）は、企業が信託銀行等へ掛金を拠出（一部、従業員による拠出も可能）して、企業が資産運用を行う。（積立不足が発生した場合は、企業が掛金を追加拠出）
- ② 確定拠出年金（企業型D C）は、企業が掛金を拠出（一部、従業員による拠出も可能）し、資産運用は従業員が自己責任で行う。（運用損がでた場合は企業の穴埋めなし）
- ③ 確定拠出年金（個人型D C）は、従業員が掛金を拠出し、資産運用は従業員が自己責任で行う国民年金基金連合会が実施する制度。

今後の方針性については、社会保障審議会企業年金部会における企業年金の見直しの議論内容について、個人型D C加入者の適用範囲拡大や、D B・D Cの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造であるため、こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分けあうD B制度とD C制度の中間的な仕組み（リスク分担型D B）を検討している、等の説明がありました。



2日目 11月6日（金）

講演・ワークショップ 「マイナンバーの基本と実務対応」

講師・ファシリテーター セミナールーム・オアシス 代表 梶尾 淳 氏

マイナンバー制度について、講師から事業主としての基本対応や罰則について説明を受けた後、実際の事業主としての実務スケジュールについて、各班に分かれて協議し、代表班が発表を行いました。

平成27年度上期 信託運用状況報告書

(平成27年4月～9月)

1. 市況

(1) 4月～6月期

【金利】 国内長期金利は、海外市場で欧州デフレ懸念の後退などを受けドイツを中心に行き過ぎた金利低下の反動が生じ、上昇しました。

欧米長期金利は、欧州デフレ懸念の後退などを受けてドイツを中心に行き過ぎた金利低下の反動が生じたことや、米利上げ観測を背景に上昇しました。

【株式】 国内株式は、企業業績の拡大やコーポレートガバナンス強化への期待に加え、円安（ドル高）が進行したことなどから上昇しました。

外国株式（現地通貨ベース）は、米利上げ観測やギリシャ情勢を巡る不透明感の高まりなどを背景に、下落しました。一方、円安が進行したことから、外国株式（円ベース）は上昇しました。

(2) 7月～9月期

【金利】 国内長期金利は、投資家のリスク回避姿勢の強まりや、日銀の国債買入を背景に低下しました。

欧米長期金利は、グローバルな投資家のリスク回避姿勢の強まりや、米利上げ観測の後退などを背景に低下しました。

【株式】 国内株式、外国株式ともに、米利上げに対する警戒感や中国景気減速懸念の高まりなどを背景に、グローバルに投資家のリスク回避姿勢が強まったことから、下落しました。

2. 運用機関別運用額

(単位：円)

	平成27年9月30日現在		26年度末 (平成27年3月31日現在)	期中増加額
	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行		
信託元本	4,341,222,370	3,170,064,027	1,171,158,343	4,153,975,466
簿価	4,561,412,066	3,249,449,768	1,311,962,298	4,384,404,448
時価	5,244,223,740	3,848,332,840	1,395,890,900	5,380,272,627
評価損益	682,811,674	598,883,072	83,928,602	995,868,179
				-313,056,505

信託元本………本会からの委託資産額【拠出金総額 - (退職給付金総額 + 総幹事報酬) + 実現益から運用報酬を控除した額*】（実現損益が運用報酬を下回る場合はマイナス）

*）平成26年度分は平成27年4月1日に元本化されました。

簿価……………購入時の価格

時価……………調査時点の市場価格

評価損益……………時価と簿価の差額であり、プラスであれば購入時より値上がりしていることを表します。

3. 資産別運用状況（時価）

資産	運用ガイドライン		平成27年9月30日現在				
	基本構成比 (%)	変動幅 (%)	金額 (円)	三菱UFJ信託銀行		三井住友信託銀行	
				構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)
国内債券	55.0	± 7	2,756,716,883	52.6%	1,973,686,965	51.3%	783,029,918
国内株式	18.0	± 5	951,381,340	18.1%	700,752,704	18.2%	250,628,636
外国債券	13.0	± 7	767,184,974	14.6%	586,158,196	15.2%	181,026,778
外国株式	10.0	± 6	548,382,778	10.5%	423,853,956	11.0%	124,528,922
その他の資産	4.0	± 4	220,557,765	4.2%	163,881,119	4.3%	56,676,646
資産合計	100.0		5,244,223,740	100.0	3,848,332,840	100.0	1,395,890,900
信託元本			4,341,222,370		3,170,064,027		1,171,158,343

4. 資産別時間加重収益率(通期) 平成27年4月～平成27年9月

	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行	ベンチマーク
国内債券	0.65%	0.58%	0.54%
国内株式	-5.78%	-6.10%	-7.69%
外国債券	-0.02%	-0.22%	-0.16%
外国株式	-7.82%	-7.33%	-7.91%
その他の資産	0.02%	0.02%	
資産合計	-1.60%	-1.41%	-1.84%

時間加重収益率……………コントロールできない現金の出入りの影響を取り除くことで、評価損益込みの運用成果をより正しく表わす利回り。

ベンチマーク……………国内株式におけるTOPIXのような基準となる運用成果の指標（市場平均値）。

5. 信託報酬

(単位：円)

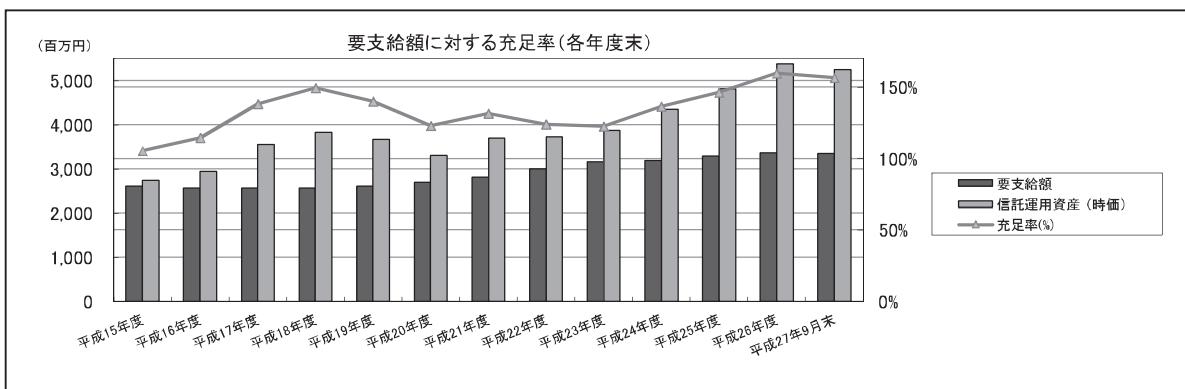
総幹事報酬	2,012,253
運用報酬	10,301,876
合計	12,314,129

三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行の合計額



6. 要支給額に対する充足率

要支給額に対する充足率の推移



* 共済制度を運営していくためには、長期的な視野にたって予定利率に見合う運用実績を確保していく必要があります。信託運用は、様々な価格変動資産（株式、債券等）で運用しますので経済情勢に左右される側面があり、短期的には収益率が上下に振れる場合がありますが、長期的視点から見ていくことが大切だと考えています。

平成28年2月末信託運用状況報告書 (平成27年4月～平成28年2月)

1. 市況

(1) 10月～12月期

【株式】内外株式は、前四半期の大幅下落の反動に加え、米景気拡大期待やECBの追加緩和観測を材料に持ち直しましたが、四半期末にかけては、事前の市場予想を下回ったECBの追加緩和や原油安の進行などを背景に下落しました。

【債券】国内金利は、日銀の国債買入や原油安によるインフレ期待の後退などを背景に低下しました。一方、米金利は米利上げなどを背景に上昇したほか、独金利はECBの追加緩和が事前の市場予想を下回ったことから小幅上昇しました。

【為替】為替は、米利上げなどを背景にドル高（円安）が進むも、四半期末にかけてはリスク回避の円高が進行し、対ドルではほぼ横ばいとなりました。一方、対ユーロでは、ECBの追加緩和や投資家のリスク回避を背景にユーロ安（円高）となりました。

2. 運用機関別運用額

(単位：円)

機関	平成28年2月29日現在		26年度末 (平成27年3月31日現在)	期中増加額
	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行		
信託元本	4,452,075,939	3,237,901,149	1,214,174,790	4,153,975,466
簿価	4,741,328,829	3,376,570,632	1,364,758,197	4,384,404,448
時価	5,322,824,592	3,886,829,467	1,435,995,125	5,380,272,627
評価損益	581,495,763	510,258,835	71,236,928	△ 995,868,179

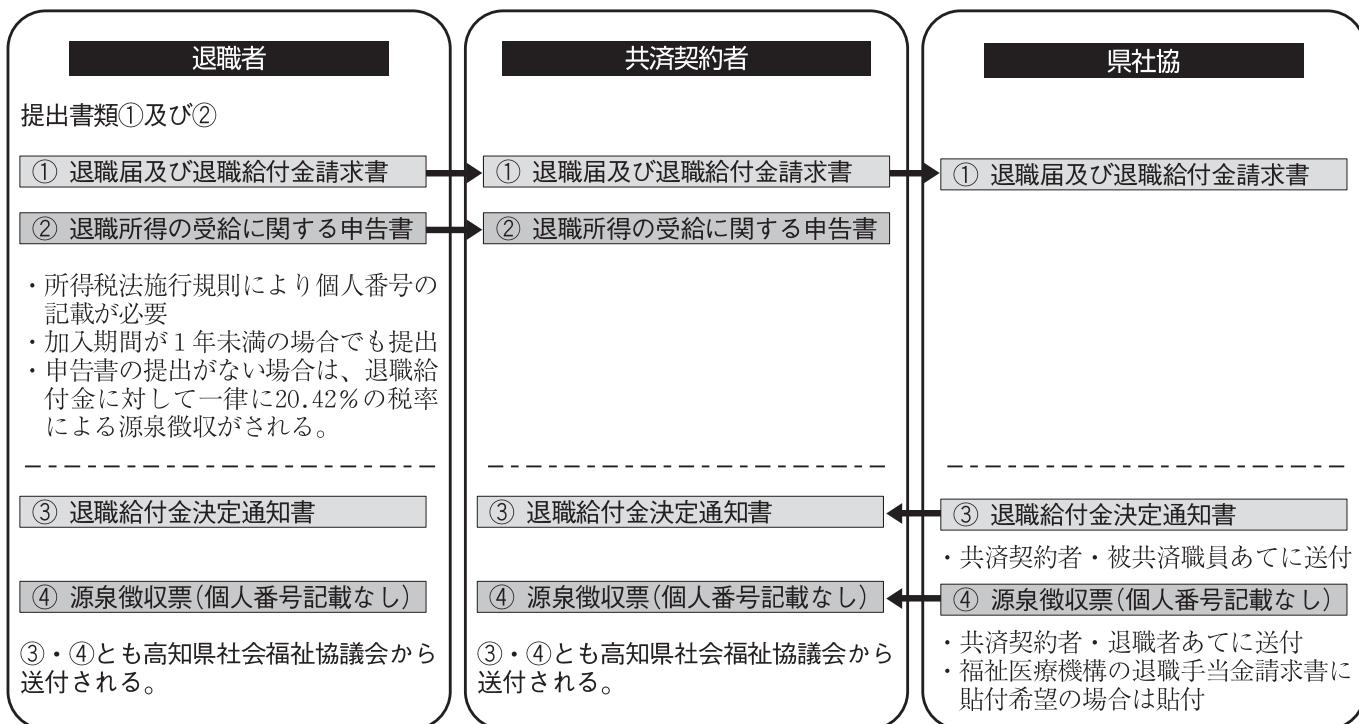
3. 資産別時間加重収益率（通期）平成27年4月～平成28年2月

	三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行	ベンチマーク
国 内 債 券	4.99%	4.87%	4.56%
国 内 株 式	-12.55%	-13.86%	-14.93%
外 国 債 券	-5.00%	-5.04%	-5.17%
外 国 株 式	-14.57%	-15.95%	-14.29%
そ の 他	0.03%	0.04%	
資 産 合 計	-2.32%	-1.57%	-2.25%

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）施行後の 共済事業の退職給付金請求事務手続き変更について

マイナンバー制度施行に伴い、退職時に共済契約者に提出する「退職所得の受給に関する申告書」の様式が変更になりました。主な変更点は、申告書にマイナンバーの記載が必要になったことです。

マイナンバー制度施行後の退職給付金請求手続き



<福祉医療機構の退職手当共済制度に加入している場合>

- 退職所得にかかる源泉徴収は、県共済からの支払分と福祉医療機構からの支払分を合算して行われます。そのため、退職手当金請求時に、県共済からの支払い時に発行された源泉徴収票を貼付して手続きを行います。
- 「退職所得の受給に関する申告書」は税法で受給者が作成し、支払者に提出することになっています。申告書に県共済の「源泉徴収票・特別徴収票」の貼付が必要ですが、これは申告書作成者である退職者が行うことになります。しかし、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の業務受託団体である本会が、現行どおり貼付することを希望する場合は、共済契約者に申し出ください。

お問い合わせ先

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 退職共済・福利室

TEL：088-844-4865 FAX：088-844-3852